

丸紅グループ コンプライアンス・マニュアル

# COMPLIANCE MANUAL 2025



## 「正・新・和」で築く未来の礎

今年度から、丸紅グループは中期経営戦略GC2027の実践を開始しました。2030年度までに時価総額10兆円超を達成するという高い目標を実現するためには、私たち一人一人が高みを目指す成長志向を持つことが不可欠であり、また単なる規模の拡大や利益の追求にとどまらず、企業としての品格や信頼を同時に高めていくことが必要です。

世界はかつてないスピードで変化し、社会から企業に対する期待や要請も日々高度化しています。こうした環境の中で企業としての品格や信頼を高めるためには、どんなに数字を追い求める場面であっても、私たち一人一人が高い倫理観を持ち続けなければなりません。

当社の社是である「正・新・和」は単なる理念ではなく、我々の企业文化の中核に位置する重要な価値觀です。この中でも真っ先に挙げられる「正」は、ビジネスを推進する際に常にフェアであり続けることを意味し、最優先されるべき価値觀です。この価値觀を徹底することで、私たちは社会からの信頼を得ることができ、結果として持続可能な成長を遂げることができます。

このコンプライアンス・マニュアルは社内関係者の最新の知見を結集し、毎年見直されています。私たち一人一人が「正」であり続けるために最新の内容が盛り込まれています。これを受け取ることを機に、自分自身の「正」の価値觀をアップデートし、これまで先人たちが築いてきた企業価値を守り、さらに高めていきましょう。



丸紅株式会社  
代表取締役社長

大本晶之

## はじめに

### 『正義と利益のどちらかを取らねばならない状況に遭遇したら、迷わず正義を貫け』

真のコンプライアンスとは、法令の遵守はもちろんのこと、いち企業市民として高い倫理観を持ち、全てのステークホルダーの期待に応え、社会的責任を果たすことだと考えています。その実現のためには、丸紅グループの全員が、それぞれの場においてコンプライアンス意識を持って行動することが何よりも重要です。

近年、社会全体でコンプライアンスに対する要求が一層高まる中、各業界を代表するような企業でさえ重大なコンプライアンス違反を起こし、企業の事業活動に深刻な影響を及ぼす事例が多く見られます。

こうした事案の背景には、時代の変化に対応できない古い業界慣習や企业文化、そして「これくらいは大丈夫だろう」という安易な判断が根深く存在しています。

私たちは、時代や価値観の変化を正しく捉え、常に自らの行動や判断が社会の要請に合致しているかを問い合わせなければなりません。変化の激しい現代において、私たち一人一人が自らのアンテナを高く張り、コンプライアンスリスクに対する感度を今まで以上に高めていく必要があります。

会社の利益、自分の利益になるものであっても、正義に反する行動はしてはなりません。

当社で永らく道標として語り継がれる冒頭の言葉の重みを、今一度思い起こし、各自で自問してください。

自分が進もうとしている道は

- 法律に違反していませんか
- 家族に自信を持って話すことができますか
- 子供にも同じ道を進ませることができますか
- メディアで取り上げられても堂々としていられますか
- 誰かにつけ込まれるすきを与えることにはなりませんか
- 自分だけが汗をかかずに楽ができる近道ではないですか

そして万一、どれか一つでも思い当たったときには、この冊子に立ち戻ってください。

コンプライアンス委員会

<b>I. 丸紅グループの誓い</b>	5
<b>II. 丸紅グループのコンプライアンス体制</b>	7
1. コンプライアンスとは	7
2. コンプライアンスを実践するのは、私たち自身です	8
3. コンプライアンス委員会の役割	8
4. コンプライアンス委員会委員長およびコンプライアンス委員会委員	8
5. コンプライアンス相談窓口	9
6. 問題発生時の対応	11
7. 丸紅グループのコンプライアンス体制組織図	12
<b>III. コンプライアンス・マニュアルの利用方法</b>	13
1. 利用の心得	13
2. 対象者	13
3. 適用範囲	13
4. 違反行為への対応	13
<b>IV. 遵守事項</b>	14
1. 人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止	15
人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。	
2. 独占禁止法および関連諸法の遵守	16
私的独占、不当な取引制限(カルテル)、不公正な取引方法を行わない。	
3. 不正競争の禁止	17
不正商品の製造・販売、営業秘密の不正取得・使用等、不正競争行為は行わない。	
4. 各種業法の遵守	18
営業活動を行うにあたっては、必要な許認可等を取得し、各種業法を遵守しなければならない。	
5. 輸出入手続	19
貿易に関する諸法令および国際条約等を遵守し、適正な輸出入手続を行わなければならない。	

---

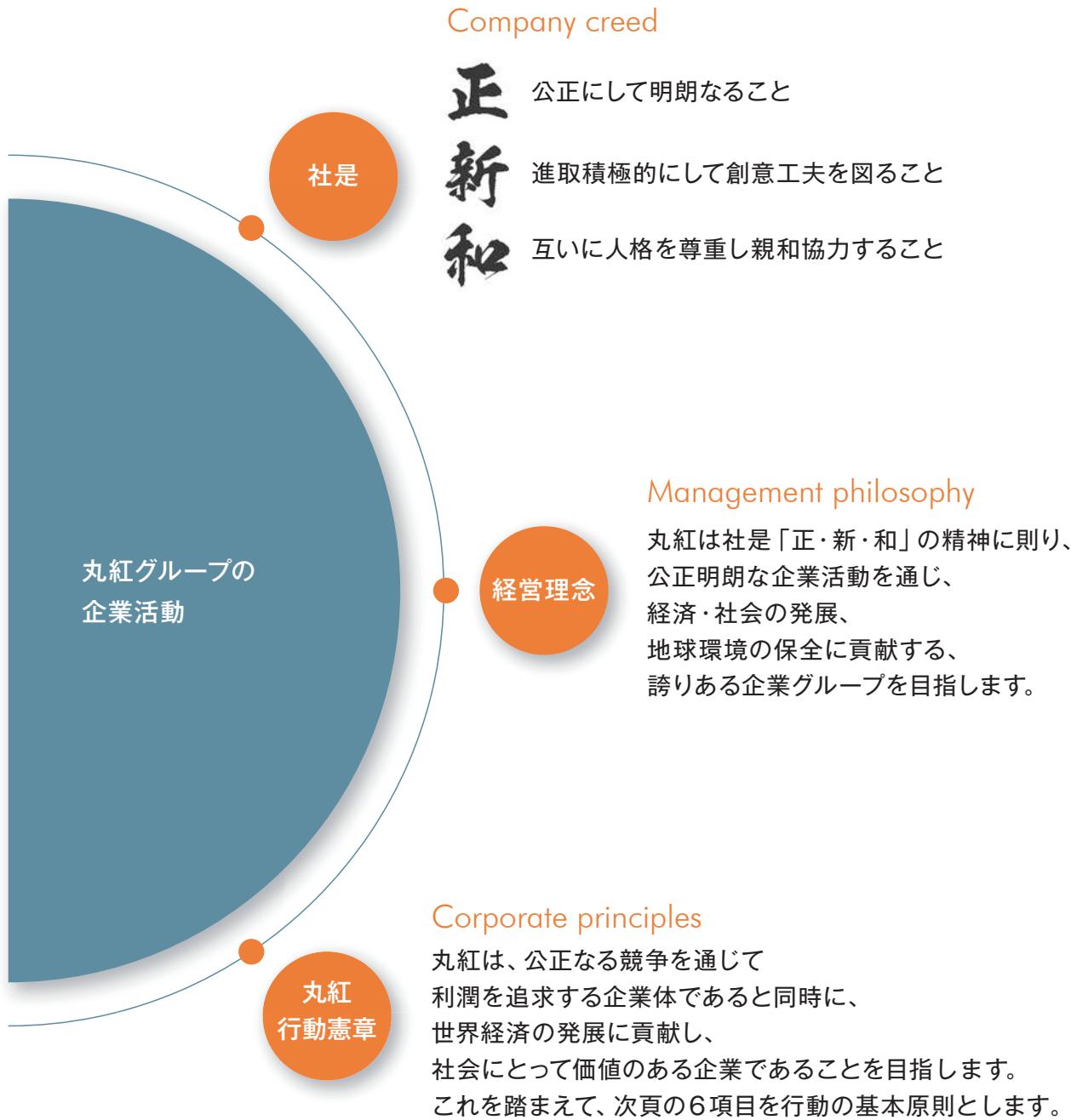
<b>6. 安全保障管理</b>	20
国際的な平和および安全の維持のため、厳格な安全保障管理を行い、法令違反防止はもちろんのこと、グローバル企業として不適切な取引には関与しない。	
<b>7. 製品安全管理</b>	21
取扱製品の安全性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、製品安全管理を適切に行わなければならない。	
<b>8. 知的財産権関連諸法</b>	22
他人が所有する知的財産権を侵害してはならない。	
<b>9. 贈収賄の禁止および接待・贈答等</b>	23
国内・海外問わず公務員、それに準ずる立場の者およびそれらの親族（併せて、以下「公務員」）に対する不正な利益の供与・申し出・約束をしない。これらの行為に関し、他の事業者を帮助したり、謀議に参加しない。 また、取引先に対する接待・贈答等は社会通念上妥当な範囲を超えて行わない。	
<b>10. 反社会的勢力への利益供与の禁止等</b>	24
反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。	
<b>11. 環境保全</b>	25
良き企業市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄と地球環境の保全との調和を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて最善を尽くす。	
<b>12. インサイダー取引規制</b>	26
インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。	
<b>13. 情報資産の適切な管理</b>	27
情報資産（社外より開示を受けた情報資産含む）は、適切に管理しなければならない。	
<b>14. 情報通信システムの適切な利用</b>	28
情報通信システムを不正に使用したり、害してはならない。	
<b>15. 適正な経理処理・税務申告と適正な会社情報の開示</b>	29
経理処理・税務申告を適正に行わなければならない。また、重要な会社情報は、適正に開示しなければならない。	
<b>16. 利益相反行為等の禁止</b>	30
誠実に会社の業務を遂行し、会社の利益に反する行為を行わない。	

## コンプライアンス相談窓口に関するQ&A

31

# I. 丸紅グループの誓い

我々、丸紅グループの役員および従業員等は、社是「正」、「新」、「和」、  
経営理念および丸紅行動憲章に掲げられた精神にのっとり、  
法令・規則や社内規程を遵守するとともに、  
企業倫理に適った企業活動を行います。



## 1 公正、透明な企業活動の徹底

- 法律を遵守し、公正な取引を励行する。
- 内外の政治や行政との健全な関係を保ち、  
自由競争による営業活動を徹底する。
- 反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨む。



## 2 グローバル・ネットワーク企業としての発展

- 各国、各地域の文化を尊重し、  
企業活動を通じて地域経済の繁栄に貢献していく。
- グローバルに理解が得られる経営システムを通じて、  
各地域社会と調和のとれた発展を目指す。



## 3 新しい価値の創造

- 市場や産業の変化に対応するだけでなく、  
変化を自ら創造し、市場や顧客に対して  
新しい商品やサービスを提供していく。
- 既存の常識や枠組みにとらわれることなく、  
常に新たな可能性にチャレンジする。



## 4 個性の尊重と独創性の発揮

- 一人一人の個性を尊重し、独創性が存分に発揮できる、  
自由で活力のある企業風土を醸成する。
- 自己管理の下、自らが課題達成に向けて主体的に行動する。

## 5 コーポレート・ガバナンスの推進

- 株主や社会に対して積極的な情報開示を行い、  
経営の透明度を高める。
- 経営の改善等に係る提案を尊重し、  
株主や社会に対してオープンな経営を目指す。



## 6 社会貢献や地球環境への積極的な関与

- 国際社会における企業市民としての責任を自覚し、  
積極的な社会貢献活動を行う。
- 環境問題に心を配り、健全な地球環境を子孫に継承する。

## II. 丸紅グループのコンプライアンス体制

### 1. コンプライアンスとは？

コンプライアンスとは、「法令遵守」という意味で使われることがあります、法令遵守にとどまらず、「企業倫理の遵守」という意味でも使われます。

丸紅グループにおいてコンプライアンスとは、  
社是、経営理念および丸紅行動憲章に掲げられた理念に則り、  
法令・規則・諸規程を遵守するとともに、高い倫理観を保持しながら企業活動を行うことをいいます。

コンプライアンスは、企業が永続するための前提条件です。

なぜなら、企業が追求する収益がルールと倫理の遵守に基づく健全な企業活動を通じて生み出されたものでなければ、消費者、取引先、株主、従業員等、様々なステークホルダー（利害関係者）の期待や要望を裏切り、やがては社会からの撤退を余儀なくされるからです。

コンプライアンスは、企業人として実践していかなければならない行動指針そのものなのです。

#### 〈丸紅グループのコンプライアンス〉



## 2.コンプライアンスを実践するのは、私たち自身です

---

企業のコンプライアンスは、企業内の役員および従業員等の一人一人が、コンプライアンスの意義を良く理解し、企業活動のみならず社会生活においてもコンプライアンスに適った行動を取ることによって実践されます。

## 3.コンプライアンス委員会の役割

---

丸紅グループのコンプライアンスの実践のため、社長直轄のコンプライアンス委員会が設置されています。

## 4.コンプライアンス委員会委員長 およびコンプライアンス委員会委員

---

丸紅グループのコンプライアンス体制を統括する責任者は、社長が指名するコンプライアンス委員会委員長です。

各営業部門・支社に、当該部門・支社および所管するグループ会社のコンプライアンスの責任者として部門コンプライアンス・オフィサー（支社コンプライアンス・オフィサーを含む。以下同じ）が指名されています。

この部門コンプライアンス・オフィサーに加えて、コーポレートスタッフグループ各部長のうち、コンプライアンス委員会委員長に選任された部長がコンプライアンス委員会委員となります。



## 5.コンプライアンス相談窓口

コンプライアンス上問題がある行為に気付いた場合であって、職制ラインを通じて報告することが難しいときには、以下のコンプライアンス相談窓口へ報告・相談（以下「相談等」）ください。

### 1 相談“ホッ”とライン



報告資格者	当社およびグループ会社の役員・従業員等（受入出向者や派遣社員、業務委託契約等に基づき従事する者を含む。以下同じ）ならびに相談等の時点から前1年以内に当社およびグループ会社の役員・従業員等であった者
報告対象	コンプライアンス全般
報告先	コンプライアンス委員会
	社外弁護士

### 2 Marubeni Anti-Corruption Hotline

報告資格者	当社およびグループ会社の役員・従業員等、相談等の時点から前1年以内に当社およびグループ会社の役員・従業員等であった者、ならびに当社グループのビジネスパートナーの役員・従業員等
報告対象	贈収賄、マネーロンダリング、不正な会計処理、インサイダー取引などの金融商品取引法違反、独占禁止法（競争法）違反、その他刑罰の適用を受けるような重大犯罪



## [報告者保護について]

### ①〈秘密厳守と不利益処遇の禁止〉

報告者の秘密は厳守します。

職制ラインを通じて、またはコンプライアンス相談窓口に対して誠実になされた相談等を行ったことや調査に協力したことを理由に、報告者や調査協力者に対し不利益な処遇を行ってはなりません。

相談等に関する秘密を漏らした者は、就業規則等に従って処分されることがあります。

改正公益通報者保護法の施行(2022年6月1日)に伴い、コンプライアンス相談窓口に寄せられた通報に対応する業務の担当者として会社から指定された者については、通報が公益通報(※)に該当する場合、通報者を特定させる情報について、刑事罰付きの守秘義務を負っています。

また、コンプライアンス相談窓口に為された公益通報だけでなく、職制ラインで部下から上司等に為された公益通報や、行政機関・報道機関等の会社外部に為された公益通報に関しても、秘密厳守や、通報行為を理由とした不利益な処遇の禁止を徹底することが求められます。

※公益通報とは、労働者等が、役務提供先における一定の法令違反行為を、不正の目的でなく、一定の通報先に通報することをいいます。

改正公益通報者保護法の概要や『相談“ホッ”とライン』との関係は巻末のQ&A(No.9)を参照ください。

### ②〈グループ会社の役員・従業員等の保護〉

グループ会社の役員・従業員等についても、グループ会社において上記①と同様の義務を遵守するよう、コンプライアンス委員会委員が指導・監督します。

### ③〈不利益処遇を受けたら〉

職制ラインを通じて、またはコンプライアンス相談窓口に相談等を行ったことにより、不利益な処遇を受けたと思われる者は、コンプライアンス委員会に相談することができます。

### ④〈報告者ご自身の秘密厳守〉

報告者ご自身による情報管理も重要です。報告者がご自身で相談等の内容を他人に漏らしてしまうと、社内で報告者が特定されてしまいます。その結果、報告者保護のルールが徹底できず、調査実施時に混乱を招く恐れがあります。報告者は、相談等の内容を他人に漏らさないようにしてください。

## [相談等の内容の取り扱いについて]

### ①〈匿名の可否〉

相談等は顕名を原則としますが(匿名の場合、調査が事実上不可能な場合が多いため)、報告者の秘密は厳守します。社外弁護士からコンプライアンス委員会への報告においては、“報告者が希望する場合”には名前を伏せての相談等も可能です。但し、Marubeni Anti-Corruption Hotlineへの相談等においては、匿名も可能です。

### ②〈報告対象者への通知〉

コンプライアンス違反の疑いをかけられている者(報告対象者)が帰属する国によっては、当該国の法令により、コンプライアンス委員会は、報告対象者に対して、相談等の事実等を通知することができます。かかる場合であっても、報告者が不利益を被らないよう、コンプライアンス委員会は最大限の配慮をいたします。

### ③〈フィードバック〉

当社およびグループ会社の役員・従業員等から相談等を受けた場合、コンプライアンス相談窓口は、原則として、その相談等に基づく処理の有無や内容を報告者へフィードバックします。

※グループ会社が独自に設置している相談窓口に相談等をした場合、その報告内容はグループ会社から当社コンプライアンス統括部や関係部署に共有されます。  
当社は、情報管理を徹底の上、必要に応じてグループ会社に助言を行います。

※巻末のコンプライアンス相談窓口に関するQ&Aも参照ください。

## 6. 問題発生時の対応

コンプライアンス上問題がある事態が発生した場合の対応は以下の通りとします。

### 認知・報告

- 役職者は、当社グループにおいてコンプライアンス上問題がある事態を察知した場合は、**職制ラインを通じて、直ちに自己の所属部署を所管するコンプライアンス委員会委員に報告**
- コンプライアンス委員会委員が、**コンプライアンス上問題がある事態を認知したときは、直ちにコンプライアンス委員会に報告**
- 役員・従業員等は、他の役員・従業員等が贈収賄行為や競争法違反行為に関与していることを知ったときは、速やかにコンプライアンス統括部に報告

### 調査・対応

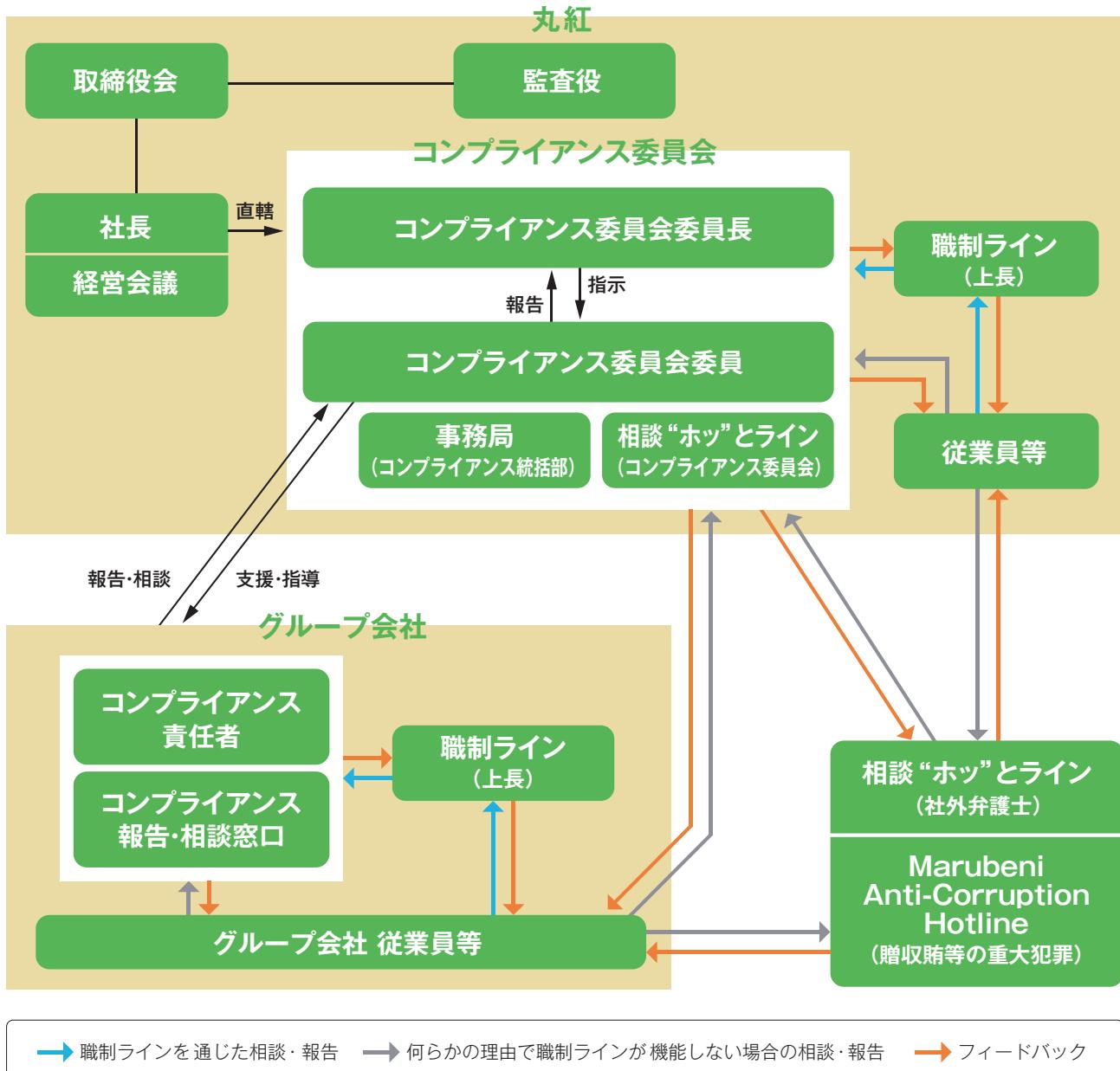
- コンプライアンス委員会は、報告を受け調査(問題の性質に応じて、適宜、担当部署に問題の調査・対応を委嘱)
- コンプライアンス委員会委員長が重要であると判断した問題は、直ちに社長および/または監査役に報告
- 全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会の下に調査委員会を組成するなどして真相究明を行う
- 役員・従業員等は上記調査に誠実に協力

### 是正措置・再発防止

- 調査の結果、コンプライアンス上の問題が確認された場合は、是正措置実施
- 全社的な見地から対応を要する問題については、コンプライアンス委員会として、再発防止策を含む対応について提言



## 7. 丸紅グループのコンプライアンス体制組織図



### コンプライアンス委員会の役割

- ① 当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・管理
- ② 各部門におけるコンプライアンス体制の構築・維持・管理に係る支援・指導
- ③ コンプライアンス・マニュアルの策定およびメンテナンス
- ④ コンプライアンスについての研修をはじめとする啓発活動
- ⑤ コンプライアンスの実施状況のモニタリング
- ⑥ 問題発生時の調査と対応
- ⑦ 当社グループの各従業員等からの相談窓口  
(コンプライアンス委員会は上記の活動の一部を担当部署に委嘱することができる)

### コンプライアンス委員会委員の役割

- ① 各部門のコンプライアンス体制の構築・維持・管理
- ② 各部門が所管するグループ会社のコンプライアンス体制確立に向けての支援・指導
- ③ コンプライアンス・マニュアルを補完する、営業部門の取扱商品・取引形態に応じたマニュアルの策定・メンテナンス
- ④ コンプライアンス委員会の実施する研修に管下の従業員等を出席させること
- ⑤ コンプライアンスについての各部門内の研修をはじめとする啓発活動
- ⑥ 各部門および所管するグループ会社のコンプライアンス実施状況のモニタリングおよびコンプライアンス委員会への報告
- ⑦ 各部門および所管するグループ会社における問題発生時の調査と対応

# III.コンプライアンス・マニュアルの利用方法

## 1.利用心得

---

このマニュアルは、丸紅グループのコンプライアンスを具体化したものであり、丸紅グループの全員が日常の業務を遂行する過程で、遵守すべき行動基準を定めた手引書です。みなさんが日常業務を遂行する中で、コンプライアンスの観点から迷うことが生じたときは、このマニュアルに従って判断してください。さらに判断に迷うときは、上司または関係部に相談してください。

## 2.対象者

---

このマニュアルは、丸紅グループの役員、社員はもちろんのこと、受入出向者や派遣社員、業務委託契約等に基づき従事する方にも遵守していただきます。これらの方を採用した部署は、責任を持ってこのマニュアルの趣旨を伝達していただかなければなりません。

## 3.適用範囲

---

このマニュアルは、日本国内を念頭において作成されていますので、海外の事業所においては、このマニュアルの趣旨に則り、それぞれの国や地域の法律・慣習等に応じて、独自に策定することとします。

また、丸紅グループの取り扱う商品・サービスや取引形態は多岐にわたっており、それぞれの営業部門やグループ会社において、このマニュアルに準じ、またこれを補完するきめ細かなマニュアルを、必要に応じて速やかに作成していただくことを前提としています。

## 4.違反行為への対応

---

このマニュアルに反する行為を発見した場合や、上司から指示を受けた場合、あるいは不注意によって自ら行った場合は、勇気を持って報告してください。

なお、このマニュアルの違反行為がある場合は、就業規則等に従って懲戒処分の対象となることがあります。

## IV. 遵守事項



# 1.人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止

## 人権を尊重し、差別・ハラスメント等を行わない。

- ① 人権を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、国籍、年齢、性別、出身、心身の障害などに基づくいかなる差別も行ってはいけません。また、いかなる差別も許してはいけません。
- ② セクシャルハラスメント(所謂LGBTQなどに対する性的指向や性自認に関するハラスメントを含む)を行ってはいけません。また、このようなセクシャルハラスメントを許してはいけません。
- ③ 職場において、①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害する(身体的もしくは精神的な苦痛を与えること)行為(いわゆるパワーハラスメント)を行ってはいけません。また、このようなパワーハラスメントを許してはいけません。
- ④ 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント(妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動、嫌がらせ、解雇その他不利益な取り扱いを示唆する行為等)を行ってはいけません。また、このような妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントを許してはいけません。
- ⑤ 労働に関する法令を遵守し、良好な職場環境の形成のための不断の努力をしなければなりません。また、不当な長時間労働を許してはいけません。
- ⑥ 当社グループのビジネス活動に関連して、地域社会、周辺住民、サプライヤーの従業員、その他の幅広いステークホルダーに対して、人権侵害を生じること・助長する結果となるあらゆる行為を行ってはならず、また当社ビジネスと関わりがあれば第三者による人権侵害に対してもその是正に向けて取り組む必要があります(是正に向け、人権侵害の苦情を受け付ける専用窓口も当社ホームページに設置されています)。

〈注〉憲法、労働基準法、労働安全衛生法、世界人権宣言、ILO(国際労働機関)の国際労働基準、ビジネスと人権に関する指導原則などで取り扱われている全ての基本的人権を含みます。

当社グループでは「丸紅グループ人権基本方針」に基づき人権の尊重を徹底するとともに、「サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針」においても、「人権を尊重し、差別・各種ハラスメント・虐待などの非人道的な扱いをしない」「児童労働、強制労働、不当な賃金の減額、不当な長時間労働を行わない」として、同じく人権侵害行為を禁止しています。また、「丸紅グループ労働安全衛生基本方針」でも、グループ全体に対し、労働安全衛生管理向上に取り組むことで労働現場における人権侵害の防止徹底を求めています。

※ サプライチェーンには、当社グループのみならず、仕入先、サービス提供会社、契約業者、製造委託先、JVパートナー、業務委託先、顧客などが含まれます。

## 2. 独占禁止法および関連諸法の遵守

### 私的独占、不当な取引制限(カルテル)、不公正な取引方法を行わない。

#### ① 私的独占の禁止

単独あるいは他の事業者と結合するなどして、他の事業者の事業活動を排除したり支配したりすることにより、市場における競争を制限してはいけません。

#### ② 不当な取引制限の禁止

以下のとおりカルテル・入札談合に関与してはいけません。さらに、競合他社と取引を行うにあたりその目的に限った情報交換を行う場合等、競争法管理規程において認められた場合を除き、競合他社との間で機微な情報の交換を行ってはいけません。

##### (1) カルテルの禁止

他の事業者と話し合い、価格、数量、取引先、取扱地域、実施時期等について取り決めを行ったり、取り決めを指示、教唆、幫助または容認してはいけません。

##### (2) 入札談合(「見積もり合わせ」など名称にかかわらない)の禁止

入札参加者同士が話し合うことにより、落札者・落札価格を決定したり、決定を指示、教唆、幫助または容認してはいけません。

#### ③ 不公正な取引方法の禁止

(以下の3つの行為類型は、原則禁止行為の例示です。これ以外にも不公正な取引方法として禁止されている行為がありますので、詳細は独占禁止法遵守マニュアルをご参照ください)

##### (1) 共同ボイコット

他の企業と共同で取引拒絶を行ったり、行わせたりしてはいけません。

##### (2) 不当廉売

商品またはサービスを、製造・仕入原価等より著しく低い対価で供給することによって、他の企業の事業活動を困難にさせてはいけません。

##### (3) 再販売価格の拘束

取引の相手方とその取引先との自由な価格の決定を拘束してはいけません。

#### ④ 下請法の遵守

下請事業者と製造(加工を含む)委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託取引を行う場合、下請法に基づき、必要記載事項をすべて記載した発注書面を交付する等の義務を遵守しなければならず、また、下請代金の支払遅延(物品等の受領後60日以内(1か月締切制度においては納品締切後1か月以内)に支払を行わないこと)、下請代金の不当減額、割引困難な手形(下請代金につき60日を超える手形)の交付(令和8年1月1日より手形支払等は禁止となる)、協議を適切に行わない代金額の決定等の行為を行ってはいけません。

なお、下請法の適用基準として、従業員数の基準(製造委託等は300人、役務提供委託等は100人)が令和8年1月1日より追加されているので注意が必要です。

#### ⑤ フリーランス法の遵守

従業員を使用しない個人や代表者1名しかいない法人と製造委託・情報成果物作成委託・役務提供委託取引を行う場合、2024年11月1日施行のいわゆるフリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)も遵守しなければなりません。下請法で定める義務に類する遵守事項が多いですが、自社の資本金額が小さいなど今まで下請法対応が必要ではなかった国内事業会社でも遵守が必要です。書面による取引条件の明示等の対応に加えて、就業環境の整備(募集事項の的確表示、育児介護等との両立に対する配慮、ハラスマント対策、中途解除時の30日前予告)を行わなければなりません。

### 3.不正競争の禁止

#### 不正商品の製造・販売、営業秘密の不正取得・使用等、不正競争行為は行わない。

- ① 窃盗、詐欺、強迫その他不正な手段により他人の営業秘密を取得し、またはそれを使用・開示してはいけません。不正取得行為・不正開示行為が介在したことを知って(または重大な過失により知らないで)他人の営業秘密を取得した場合も同様です。
- ② ID・パスワードなどの管理を施して提供されるデータ(限定提供データ)を不正に取得し、または使用してはいけません。また、暗号などのプロテクト技術(技術的制限手段)の効果を妨げる“プロテクト破り”を可能とする装置の提供などをしてはいけません。
- ③ 他人の表示(商号、商標、標章など)として広く認識されているものと同一または類似の表示をしてはいけません。また、外国の国旗、紋章その他の記章と同一または類似のものを無断で商標として使用してはいけません。
- ④ 商品・役務またはその広告等にその原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量等について虚偽のまたは誤認させるような表示をしてはいけません。
- ⑤ 虚偽の事実により競争関係にある他人の信用を害するような行為をしてはいけません。
- ⑥ 他人の商品(最初の販売日から3年経過していないもの・意匠権が成立しているもの、および需要者の間に広く認識されているもの)の形態を模倣した商品の販売を行ってはいけません。
- ⑦ 不当な景品類の提供や不当な表示を行ってはいけません。

## 4.各種業法の遵守

**営業活動を行うにあたっては、必要な許認可等を取得し、各種業法を遵守しなければならない。**

- ① 中古品の売買、医薬品・医療機器の製造・販売・輸入販売、運送・廃棄物処理の請負など一定の営業活動を行う際には、その営業活動を規制する各種の業法に従い、営業の許可・認可・免許を取得、または届出・登録を行わなければなりません。業法の規制を受ける営業のうち主なものは次のとおりですが、このほかにも様々な業法による規制がありますので、注意してください。

古物商(古物営業法)、建設業(建設業法)、宅地建物取引業(宅地建物取引業法)、金融商品取引業(金融商品取引法)、毒物劇物輸入業・販売業(毒物及び劇物取締法)、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業・修理業(以上\_医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)、麻薬等原料輸入・輸出業(麻薬及び向精神薬取締法)、高压ガス販売業(高压ガス保安法)、石油輸入業・販売業(石油の備蓄の確保等に関する法律)、火薬類販売業(火薬類取締法)、農薬販売業(農薬取締法)、肥料輸入業・販売業(肥料の品質の確保等に関する法律)、飼料輸入業・販売業、飼料添加物輸入業・販売業(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)、家畜商(家畜商法)、酒類販売業(酒税法)、種苗業(種苗法)、貸金業(貸金業法)、運送業(道路運送法・貨物自動車運送事業法・海上運送法・貨物利用運送事業法)、倉庫業(倉庫業法)、廃棄物収集運搬業・処分業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、保険業(保険業法)

- ② 営業活動を行う際には、品質基準・表示方法・書面交付・定期報告・取引記録作成等、業法により定められた事項を遵守しなければなりません。次の業法は日頃よく目にするものですが、このほかにも取引形態、取引商品・サービスによって様々な業法の規制を受けますので、注意してください。

下請代金支払遅延等防止法(下請法)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律(JAS法)、食品表示法、電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)、アルコール事業法

## 5.輸出入手続

貿易に関する諸法令および国際条約等を遵守し、適正な輸出手続を行わなければならない。

### ① 輸出入に関する許可・承認等の取得

輸出入申告に先立ち、輸出入に関する許可・承認・届出を必要とする貨物については、所管官庁に必要な手続を行わなければなりません。

### ② 適正申告

- (1) 輸出入の申告にあたっては、関税関係法令に従い適正な申告を行わなければなりません。
- (2) 申告に誤りがあることに気づいた場合は、速やかに必要な是正手続を行わなければなりません。
- (3) 適正な関税・消費税・貨物によってその他内国消費税等を納付期限内に納めなければなりません。

### ③ 輸出入をしてはならない貨物への注意

麻薬類・銃器・刀剣類・偽造貨幣／紙幣・変造カード・知的財産権侵害物品、公安または風俗を乱す書籍・図画等、法令により輸出入をしてはならない貨物の輸出・輸入を行ってはいけません（但し、法令の規定により所管官庁の許可・承認を取得して輸出入できる場合を除きます）。

### ④ 原産地規則の遵守

輸出・輸入において経済連携協定（以下、EPA/FTA）或いは特恵関税制度を利用する場合には、貨物の製造工程・原材料等が定められた原産地規則を満たしていることを確認し、適正な手続を行わなければなりません。

また、輸出において一般原産地証明書を利用する場合についても、原産地基準を満たしていることを確認する必要があります。

仮に取り扱う貨物について定められた原産地規則・基準を満たさない、製造・加工工程の変更等により原産性を失うような変更が生じたことがわかった場合には、速やかに法令で定められた手続・報告を行わなければなりません。

特に最近はEPA/FTA制度が拡大しており、協定毎に原産地規則が異なることから、利用しようとする協定の原産地規則を正しく理解することが肝要です。

## 6. 安全保障管理

**国際的な平和および安全の維持のため、厳格な安全保障管理を行い、法令違反防止はもちろんのこと、グローバル企業として不適切な取引には関与しない。**

### ① 日本の輸出管理法令等への対応

法令上、安全保障貿易管理の対象となる貿易取引は、「貨物の輸出」、「技術の提供・持出」および「仲介貿易取引」（以下併せて「貿易取引」といいます）です。貿易取引を行うにあたっては、日本の輸出管理法令等を遵守しなければなりません。

貿易取引に際し、武器・兵器、法令に定める大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物や技術（以下「規制品目」といいます）を取引する場合には、原則、国の許可取得が必要となるため、規制品目に該当するかの確認を適切に行う必要があります。

また、規制品目に当たらない場合であっても、客先等において大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、国の許可取得が必要となる（許可されないケースもある）ため、貨物等の用途や客先の事業・活動内容を適切に確認することが必要となります。

### ② 米国の制裁法・再輸出規制を始めとする海外の規制等への対応

貿易取引を含め各種取引を行うにあたっては、日本の法令等を遵守するのみならず、外国の輸出管理法令、国連安保理決議その他の国際合意等を勘案し、グローバル企業として不適切な取引に関与しないことが肝要です。米国は自国の制裁法令や輸出管理法令 (Export Administration Regulations (EAR) : 米国輸出管理規則) にて米国外への域外適用を行っています。

米国の制裁法は、米国が自国の安全保障や外交方針等の観点で、特定の国、個人または団体との取引を禁止する等、経済制裁措置を実施するものです。例えば、制裁対象国の金融機関との決済を禁止したり、制裁対象国との貨物等の輸出入を禁止したり、制裁対象国の一定の産業に貢献する取引を禁止するなど様々な措置が執られているため、制裁法に抵触しないよう慎重な取引スクリーニングが求められます。

また、米国はEARに基づき、米国以外の国からの米国製品や米国技術の「再輸出」を規制しています。例えば、米国原産品そのもの、一部に米国原産品を含む日本製品や、米国技術のライセンスを受けて製造した日本製品を、日本企業が第三国に輸出する場合、米国の再輸出規制の対象となる可能性があるため、米国政府（商務省）の許可要否を判断した上で適切に輸出する必要があります。

このほか、欧州の制裁法令や輸出管理法令に関する限り、欧州域内や欧州企業との取引等において規制対象となる可能性があるため留意が必要です。

## 7. 製品安全管理

取扱製品の安全性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、  
製品安全管理を適切に行わなければならない。

### ① 平常時の製品安全管理

製品安全に関する法令の遵守はもとより、取扱製品の安全性の評価・フィードバック、安全問題に関する情報収集、適正な取扱表示、経年劣化への対応、製品安全について取り決めた契約書の整備等、製品事故の未然防止に取り組まなければなりません。

### ② 安全問題発生時の製品安全管理

ユーザーの安全を最優先にした迅速な対応が望まれ、この対応を間違えると、顧客からの信用を失うばかりでなく、社会からの制裁を受けることになります。

安全問題が発生した場合には、直ちに社内に報告するとともに、被害が拡大しないよう販売先、所轄官庁等に報告し（注）、原因究明および再発防止策を講じなければなりません。

（注）例えば、消費生活用製品の製造事業者および輸入事業者は、自らが製造または輸入した製品に係る重大製品事故の発生を知った日より10日以内に消費者庁長官に報告しなければなりません。

## 8. 知的財産権関連諸法

### 他人が所有する知的財産権を侵害してはならない。

- ① 新しく開発した商品の製造・使用・譲渡・輸出入や、文字・図形等の標章(マーク)を付した商品・サービスの製造・譲渡・輸出入・提供を行うにあたっては、他人が所有する特許権、商標権等の産業財産権を侵害しないか調査を行い、権利侵害にあらざることを確認した上で実施しなければなりません。
- ② コンピュータープログラムの無断複製(コピー)・改変等、他人が所有する著作権の無断使用は、厳に慎まなければなりません(「14.情報通信システムの適切な利用」も参照してください)。

#### 知的財産権制度の保護対象と要件、侵害の例(日本弁理士会資料他)

	保護対象	要件または特性	侵害の例
特許	「物(プログラム等を含む)」「方法」または「物を生産する方法」の発明	①産業上利用できる発明 ②新規性・進歩性のある発明	他人の特許権に触れるような製品を製造、使用、販売・輸入もしくは輸出等すること
実用新案	物品の形状、構造または組合せに係る考案(発明ほど高度なものでなくとも良い)。	①基礎的要件 ・物品の形状、構造、組合せに係るもの ・公序良俗、公衆の衛生を害しないもの ・記載要件および出願の単一性を満たすこと ・明細書もしくは図面に必要な事項が記載されており、その記載が明確であること ②産業上利用できる考案 ③新規性・進歩性がある考案	特許権と同様
意匠	物品、画像、建築物、内装の斬新なデザイン	①工業上利用できる意匠の創作 ②物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの組合せ ③美感を起こさせるもの ④新規性・創作非容易性のある意匠の創作	特許権と同様
商標	自己の商品やサービスと他人の商品やサービスを区別するために表示する文字・図形等の標章	①文字、図形、記号、立体的形状もしくは色彩またはこれらの結合、音その他政令で定めるもの(平成27年(2015年)4月から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標および位置商標についても、商標登録ができるようになりました。) ②商品またはサービスに使用するもの ③商品またはサービスとの関係で識別力を持つもの ④特に他人の登録商標と同一または類似でないもの	他人の登録商標と同一または類似の標章を付した商品の生産、販売、輸入もしくは輸出する行為
著作権	調査レポート、音楽、イラスト、写真、コンピュータプログラム等の創作的表現	何ら的方式も必要とせず、創作と同時に発生する	新聞記事(但し、記事内容が事実の伝達に過ぎない雑報および時事の報道は除く)を無断コピーする行為
半導体集積回路配置	半導体の集積回路のレイアウト	申請し、登録により発生する	他人が登録した半導体の集積回路のレイアウトを模倣した製品を生産・販売・輸入する行為
商号	商人が取引上自己を表示するために用いる名称	登記を必要としない	不正競争目的をもって他人の商号と同一または類似の商号を同一の営業のために使用する行為
種苗法	植物の新品種	申請し、登録により発生する	他人が登録した種苗またはその収穫物を生産・販売・輸入もしくは輸出する行為

## 9.贈収賄の禁止および接待・贈答等

**国内・海外問わず公務員、それに準ずる立場の者およびそれらの親族  
(併せて、以下「公務員」)に対する不正な利益の供与・申し出・約束をしない。  
これらの行為に関し、他の事業者を帮助したり、謀議に参加しない。  
また、取引先に対する接待・贈答等は社会通念上妥当な範囲を超えて行わない。**

### ①贈収賄等の禁止

- (1) 国内・海外を問わず、公務員に対して不正に金銭その他の利益を供与したり、その申し出をしたり、またはその約束をしてはいけません。また、他の事業者によるそのような行為を助けたり、係る行為に関する謀議に参加してはいけません。
- (2) 我が国においては、公務員に対して国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程その他の各官公庁等で定める同種の規程等に抵触する接待・贈答等は行ってはいけません。また、海外の公務員についても同種の規程等を遵守する必要があります。
- (3) 会社が起用または契約を締結するAgent、Consultant、下請業者またはJVパートナー(以下「ビジネスパートナー」)が、不正な働きかけのために国内・海外の政府機関その他の顧客に対し金銭、その他の利益を供与することを、指示し、そそのかし(教唆)、これを助け(帮助)、あるいは知りながら黙認してはいけません。また、これを知りながらビジネスパートナーに手数料・対価を支払ってはいけません。なお、ビジネスパートナーと契約するときは、規程に従い、事前に調査・確認とともに、反贈収賄条項を契約書に定めなければなりません。
- (4) 国内・海外を問わず、他の事業者の役員または従業員に対し、不正な職務行為を依頼する目的で金銭その他の利益を供与したり、その申し出をしたり、またはその約束をしてはいけません。また、同様の目的でなされた他の事業者からの金銭その他の利益の供与の申し出に応じてはいけません。
- (5) 脅迫を受けている状況にあるとき、生命・身体の安全を確保するために必要であるときまたは当該国においてこれを認める法律や政府等発行の文書があるときを除き、Facilitation Paymentsを行ってはなりません。
- (6) 上記の他、刑法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法、その他各国の汚職禁止法令に違反してはなりません。

### ②過剰な接待等の禁止

取引先の役員または従業員に対し、社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の利益の供与を行ってはいけません。  
(これらの利益の供与を受ける場合については、「16.利益相反行為等の禁止」の①(3)も参照してください)

## 10. 反社会的勢力への利益供与の禁止等

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持ってはいけません。
- ② 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしてはいけません（暴力団による暴力的 requirement 行為や、株主の権利行使に関して利益を要求すること自体を罪に問うことができます）。
- ③ 反社会的勢力とは、合法的であると否とを問わず、また名目の如何を問わず一切取引を行ってはいけません。
- ④ 反社会的勢力の影響力を利用してはいけません。
- ⑤ 不明朗な資金の受払いや保管、ランサムウェアによる攻撃・身代金要求を受けた場合の身代金の支払いなどを行うことにより、マネーロンダリング（資金洗浄）に協力してはいけません。また、取引を行う過程でマネーロンダリングに利用されることがないよう十分に注意してください。

〈注〉①マネーロンダリング（資金洗浄）とは、犯罪行為によって得られた金銭やその他の財産を、金融機関やその他取引先を通じて転々と送金を行うなどの方法で、合法的な出所から生じたものであるかのように見せる行為をいいます。当該金銭等の出所あるいは当該金銭等の発生原因となった違法行為を隠匿することが目的とされます。

- ② 疑わしい団体・個人については、データベース等で確認が必要です。
- ③ 取引の相手方との契約には、原則として、「暴力団排除条項」（取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨を定めた条項）を盛り込んでください。

## 11. 環境保全

良き企業市民としての責任を自覚し、  
人間社会の繁栄と地球環境の保全との調和を図りながら、  
持続可能な社会の実現に向けて最善を尽くす。

グローバルかつ広範な事業活動において、常に環境への影響を配慮し、ステークホルダーと協力しながら、資源の有効利用、気候変動への取組み、生物多様性および生態系の保護等を含む環境保全・環境保護と汚染の予防等、環境リスクの低減に努めなければなりません。サステナビリティの観点では、環境法令遵守以上の取組が要求されていますので、詳細はサステナビリティ推進部へお問い合わせください。

- ① 国内外の環境関連の諸法令・規則および合意した協定等を遵守しなければなりません。
- ② 新規事業を開始する、或いは事業内容を変更する場合には、特に環境負荷の低減や汚染の予防に配慮しなければなりません。また、資源の有効利用、気候変動への取り組みや生物多様性および生態系の保護等にも留意しなければなりません。
- ③ 省エネルギー、省資源（鉱物、食料、水等）、廃棄物削減、グリーン購入および効率的業務の推進に取り組まなければなりません。  
(注)グリーン購入とは、品質や価格のみならず、環境への影響も十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境配慮する取引先から優先して購入すること。
- ④ 環境を保全・改善する事業、商品、サービス、技術開発、社会システム等の提供に努めなければなりません。
- ⑤ 気候変動に対応すべく、温室効果ガス排出の最小化に努めなければなりません。

## 12. インサイダー取引規制

### インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。

- ① 当社をはじめとする上場会社等もしくはその子会社または上場投資法人等の資産運用会社に関する未公表の**重要事実に該当する可能性がある事実**を知ったときは、それが**公表**されるまで厳重に秘密保持したうえ、当該上場会社等の株式等を売買してはいけません。また、他人に対し、公表前に取引させることにより利益を得させる目的をもって、情報伝達・取引推奨を行ってはいけません。
- ② 「重要事実」とは、上場会社等もしくはその子会社または上場投資法人等の資産運用会社の①重大な意思決定、②一定の事実の発生、③業績予想の変動等をいいます。
- ③ 「公表」とは、①上場会社等が2つ以上の報道機関に対して重要事実を公開したときから12時間が経過すること、②重要事実にかかる事項の記載がある有価証券報告書等が公衆の縦覧に供されたこと、③重要事実が金融商品取引所のホームページ上で公開されたことのいずれかをいいます。

〈注〉・上場会社等とは、「証券取引所に上場されている有価証券（社債券、優先出資証券、株券、新株予約権証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券に限る）、もしくは店頭売買有価証券、グリーンシート銘柄またはフェニックス銘柄の有価証券の発行者（上場投資法人等を含む）」をいいます。  
・未公表の公開買付け等事実を知って当該上場会社等の株式等を売買することも禁止されております。  
・当社の役員・従業員等は、上記に加えて、当社のインサイダー取引管理規程に従い、以下を遵守する必要があります。  
①当社の株式等を売買する場合は、所定の許可申請書兼許可書もしくは事前届出書を必ず提出してください。  
②財務部長および法務部長が特別に許可した場合を除き、上場している当社の子会社または当社の関連会社の株券等を売買してはいけません。

# 13. 情報資産の適切な管理

## 情報資産（社外より開示を受けた情報資産含む）は、適切に管理しなければならない。

### ① 情報資産の取り扱い

情報資産は、許可なく社外に開示したり、自己のために使用するなど、不正に使用してはいけません。また、退職時の情報の持ち出し、職務上知り得た会社情報の漏洩や自己または他人のための使用等、会社の利益を侵害する行為をしてはいけません。なお、入社以前の職（アルバイト、インターンシップ等を含む）において業務上知り得た機密情報の不正な持ち込みや使用はしてはいけません。

### ② 情報資産の開示

取引上の必要により機密情報を社外に開示する場合は、必ず機密保持契約を締結しなければなりません。また、機密保持契約を締結して社外から開示を受けた情報資産については、当該契約に従い管理する必要があります。

### ③ 情報資産の保全

訴訟の発生や法令違反が懸念される事項に関する情報資産等について保全措置がとられた場合、情報資産の変更・廃棄をしてはいけません。

### ④ 重要情報の管理

重要情報は、原本を保管・保存し、紛失・滅失等のないよう万全の措置を講じなければなりません。

### ⑤ 機密情報の管理

機密情報は、その機密度に応じて適切に管理し、漏洩がないよう万全の措置を講じなければなりません。また、機密情報の持ち出しは原則禁止としていますが、業務上やむを得ず持ち出しが必要な場合は、高度な暗号化措置が講じられたIT機器に格納する必要があります。

### ⑥ 個人情報の保護

個人情報（生存する個人に関し、氏名・生年月日その他により特定の個人を識別可能な情報や個人識別符号が含まれる情報であり、名刺から得られる程度の情報であっても個人情報に該当する）は情報の提供者に明示した目的内の利用に限定しなければなりません。個人データは正当な理由なく第三者に提供してはならず、不正侵入、紛失、改ざん、漏洩等がないよう、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し厳重かつ適正に管理しなければなりません。個人データの処理を第三者に委託する場合には、当該第三者が個人情報を適正に取り扱うよう監督する必要があります。

### ⑦ 特定個人情報等の取り扱い

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報（特定個人情報等）を取り扱う部署は人事部に限定します。また、第三者に特定個人情報等の取り扱いを委託する場合には、当該第三者が特定個人情報等を適正に取り扱うよう監督する必要があります。

### ⑧ 情報漏洩等の事故発生時における対応

情報漏洩等の事故発生時においては、予め定められた手順に従い、直ちに会社に報告しなければなりません。

# 14. 情報通信システムの適切な利用

## 情報通信システムを不正に使用したり、害してはならない。

### ① 情報通信システムの適切な利用

情報通信システムおよびIT機器(以下、システム)の利用においては、法令および諸規程を遵守し、電子情報の有効利用と信頼性の保持を図る必要があります。会社が提供するシステム以外を業務で利用してはいけません。また、会社が提供するシステムの私的利用は必要最小限度とする必要があります。

### ② 研修

人的要因による電子情報の紛失・漏洩等を防ぐため、会社が実施するITセキュリティ研修を受講し、法令・諸規程および会社が発信する注意喚起等を理解する必要があります。

### ③ 防犯・覗き見防止対策

電子情報の紛失・漏洩等を防ぐため、入退館制限・施錠等の執務エリアの防犯対策、社外においてはパソコン等の紛失・盗難や第三者からの覗き見への対策を実施する必要があります。

### ④ アカウント管理

システムにアクセスするためのパスワードは、単純または推測されやすい文字列や過去に使用したもの再使用を避け、他人に知られないよう管理しなければなりません。また、他人のアカウントやパスワードを用いてシステムに不正にアクセスし、情報の取得や、破壊・誤作動等による業務の妨害をしてはいけません。

### ⑤ IT機器・ソフトウェアの管理

会社所有端末への機密情報の記録および社外への持出しが必要最小限に留め、万一紛失または盗難された場合は、予め定められた手順に従い、直ちに会社に報告しなければなりません。また、不正な設定変更・機能改造、著作物(プログラム等)の違法な取得・使用・複製・変更・配布等はしてはなりません。

### ⑥ ウィルス対策

ウィルス感染による情報漏洩等の事故発生を防止するため、パソコンのウィルス対策ソフトは常に最新の状態にし、ソフトウェア更新の通知があった際は速やかに実施・適用する必要があります。また、万一普段と異なる動作やメッセージが表示される等、ウィルス感染の兆候が見られた場合は、予め定められた手順に従い、直ちに報告しなければなりません。

### ⑦ 電子メールの利用

電子メールの利用においては、送受信した記録が残ることを理解し、宛先や内容が適切・正確か、送受信時に都度確認しなければなりません。また、電子メールや添付ファイルを不用意に開かない、支払口座の変更依頼時にはなりすましメール詐欺の可能性に備えて取引先に別途電話か対面で確認(支払検証担当者は、営業担当者のメールアカウントが偽装されているリスクに備え、営業担当者に電話か対面で確認)を行う等、注意する必要があります。

### ⑧ チャットツールの利用

チャットツールは、会社が定める標準ツールもしくは個別に許可を受けたツール以外は使用できません。  
使用時には、以下2点に注意してください。

1. 社外と交信する場合は、権利・義務の得喪に関する交信を行わない
2. 個別に許可を受けたツールを使用する場合は、対象業務を必要最小限に限定する

### ⑨ インターネット・SNSの利用

情報の詐取・ウィルス感染等の可能性があるWebサイトへ接続してはいけません。また、会社で認めた場合を除き、Webサイト・SNS等への業務情報の書き込みは禁止しています。出張先や取引先を特定できるようなコメント・写真、誹謗中傷等の投稿も行ってはいけません。

### ⑩ リモートワーク

個人所有パソコンからVDIなどのリモートアクセスシステムを用いて会社環境にアクセスする場合は、当該システムや個人所有パソコンのセキュリティパッチ適用・ウィルス対策を各自で実施する必要があります。また、公衆Wifiの利用は必要最小限に留めるとともに、利用せざるを得ない場合は信頼できる提供者による認証・暗号化が施されているか確認する必要があります。

# 15. 適正な経理処理・税務申告と適正な会社情報の開示

経理処理・税務申告を適正に行わなければなりません。  
また、重要な会社情報は、適正に開示しなければなりません。

## ① 適正な経理処理

経理業務の遂行にあたっては、経理規程等の諸規程、関係諸法令、その他一般に公正妥当と認められる会計の基準に従わなければなりません。また、会計事実を明確に表示し、財政状態および経営成績等につき不適切な会計処理を行ってはいけません。

### (1) 勘定処理の原則

費用および収益は、その発生した期間に割当処理しなければなりません。

収益の計上には、これに対応するすべての費用を計上しなければなりません。

### (2) 記帳の原則

証憑書類に基づき、取引発生のつど、遅滞なく正確に記帳しなければなりません。

### (3) 証憑書類の原則

証憑書類の保存は、定められた期限まで、整然と行わなければなりません。

※ここでいう不適切な会計処理とは、収益費用、資産負債、キャッシュ・フローに代表される財務諸表等の開示を誤らせる処理をいいます(単なる人為的ミス等による誤謬は含まない)。不適切な会計処理には、利益の前倒し、費用の先送り、資産の過大計上、不適切な減損評価および負債の過小計上のみならず、予算過達時の利益の繰り延べ、キャッシュ・フローの不適切な区分・期間での計上等も含みます(いわゆる粉飾・不正会計・横領も不適切な会計処理に内包されるものです)。

## ② 適正な税務申告

各種の税務申告は関係諸法令に基づき適正に行わなければなりません。

## ③ 適正な会社情報の開示

上場する企業として、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績などに関する重要な会社情報は、適時、適切、且つ公平に開示しなければなりません。

# 16. 利益相反行為等の禁止

誠実に会社の業務を遂行し、会社の利益に反する行為を行わない。

## ① 利益相反行為等の禁止

- (1)会社の名誉・信用を傷つけるような行為をしてはいけません。
- (2)会社の有形・無形の資産を不当に滅失させたり毀損する行為を行ってはいけません。
- (3)取引先またはその役員・従業員等関係者から社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の利益の供与を受けたり、借金の保証人になってもらうなど、取引先との癒着を生じさせるおそれのある行為を行ってはいけません。
- (4)退職する際には、会社に権利が属するものについては返還しなければなりません。  
また、退職後に不正に利用してはいけません。
- (5)会社の許可なく、他の職業に従事し、他社の取締役・執行役・執行役員・監査役・理事等の役員に就任し、または自己の事業を営む等の行為を行ってはいけません。
- (6)会社と利害の相反する可能性のある行為を行うときは、法令または諸規程に定められた所要の承認または許可を得た上で行わなければなりません。
- (7)業務に関連して行った行為については、権限の範囲外であっても会社に責任が及ぶ可能性のあることを自覚し、定められた権限を超える行為を行ってはいけません。
- (8)取引先の不正行為を助け(帮助し)てはいけません。

## ② 公私のけじめ

- (1)個人的な目的で会社の財産、経費を使ってはいけません。
- (2)会社の立場と私的な個人の立場を峻別し、職場において会社の許可なく、政治、宗教、自治会、ボランティア、サークル等業務と無関係な個人的活動を行ってはいけません。

# コンプライアンス 相談窓口に関する



## Q-1 コンプライアンス相談窓口では、 どのような相談等が受け付けられるのですか？

### A-1 丸紅グループには二つのコンプライアンス相談窓口があります。

#### 相談“ホッ”とライン

- ・コンプライアンス全般に関する相談窓口です。
- ・身近な問題（例えばセクシャルハラスメント／パワーハラスメント、経費での私的な飲食etc.）から重大な法令違反や社内規程違反まで対応可能です。
- ・小さな不正でも見逃すと大きな不祥事に繋がります。お気軽にご相談ください。



#### Marubeni Anti-Corruption Hotline

- ・贈収賄・マネーロンダリング・不正な会計処理・インサイダー取引などの金融商品取引法違反、独占禁止法（競争法）違反、その他刑罰の適用を受けるような重大犯罪を対象とするルートです。
- ・これらの事案が発生すると、当社グループに重大な悪影響を及ぼし、通報いただくことで大きな問題・損失の発生を防ぐことができることもあります。懸念があるとき、強い疑いがあるときには迷わず相談等をしてください。

## Q-2 『相談“ホッ”とライン』はグループ会社の従業員も利用できるのでしょうか？ 上司からは、『相談“ホッ”とライン』ではなくて、 自分の会社の報告・相談窓口を利用するように言われているのですが…

### A-2

- ・『相談“ホッ”とライン』は丸紅グループ全体の相談等の窓口として設置されています。実際に、相談の過半数は、グループ会社の方からです。
- ・グループ会社の方で、自社にも相談等の窓口がある場合、どちらを選択するかは利用者の自由です。

\*但し、万一『相談“ホッ”とライン』の利用を思い止まらせるような指示があったときは、『相談“ホッ”とライン』にご報告ください。

**Q-3**

コンプライアンス相談窓口に相談等すると周りに知られ  
トラブルに巻き込まれることはないですか？

**A-3**

- ・報告者の秘密は厳守します。
- ・報告者が誠実に行なった相談等を理由に不利益を受けることは一切ありません。  
何者かが、不利益を与える行為も絶対に許しません。

**Q-4**

コンプライアンス相談窓口に相談等をした際に、  
実際にはどのような形で対応されるのでしょうか？

**A-4**

公平・公正な調査対応を大前提としています。

**相談等の受付**

- ① 調査の関与者を限定し、秘密厳守を徹底します。

**調査の実施**

② 報告者への聞き取り、関連事実の調査

相談等の内容に関する事実や根拠を確認します

↓ (報告者の方にも可能な限り客観的な証拠収集について協力をお願いします)。

③ 関係者への聞き取り

関係者への聞き取り調査を行い、調査した事実・証拠の裏付けを取ります。

④ 報告対象者への聞き取り

特定の個人がコンプライアンスに違反しているとの相談等の場合は、  
当該個人からも聞き取りを行います（調査の公平性を担保するため）。

**是正措置・  
再発防止策の策定・実施**

⑤ 相談等の内容について事実認定。

事実認定に基づき是正措置・再発防止策を実施します。

**フィードバック**

⑥ 相談等の内容に対する処理結果は最終的に報告者にフィードバックします  
(相談等の内容の事実認定、是正措置など)。

なお、匿名での相談等の場合には、フィードバックができないことがあります。

**フォローアップ**

⑦ 必要に応じて、報告者、その他関係者に対して不利益な処遇が為されて  
いないかどうかを確認し、是正措置を講じます。

(相談等の内容や報告者の状況によっては、フォローアップを実施しないと  
判断することがあります。)

上記流れは、一般的に想定される流れであり、ケースの事情等により変わることがあります。  
もっとも、秘密厳守と不利益処遇の禁止は変わりません。

## Q-5 コンプライアンス相談窓口への相談等は匿名ではできないのでしょうか？

### A-5 相談等にあたっては名前を名乗っていただくことを原則にしています。

#### 〈理由〉

- ・迅速かつ正確な事実関係の調査、フィードバックのために、コンプライアンス委員会から報告者に連絡する必要があること。
- ・相談等の内容の中には報告対象者を誹謗・中傷するものが含まれている可能性があり、報告対象者の名誉を守る必要もあること。

#### 〈匿名を強く希望される場合〉

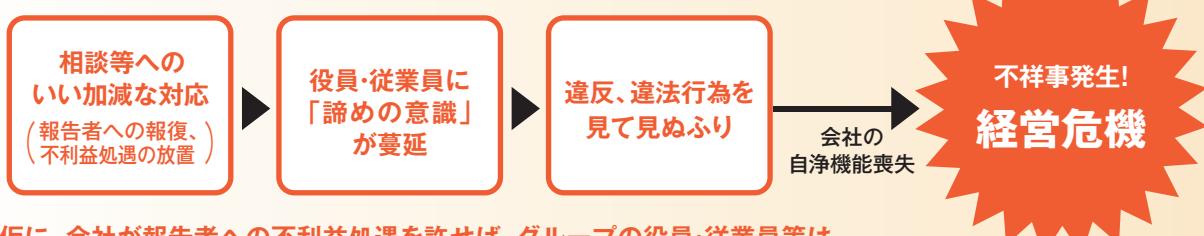
『相談“ホツ”とライン』において、社外弁護士ルートを利用して下さい。社外弁護士には名前を名乗っていただきますが、社外弁護士は、報告者の名前等を伏せて、コンプライアンス委員会に相談等の内容を伝えることも可能です。

#### 〈社外弁護士ルート以外の例外〉

『Marubeni Anti-Corruption Hotline』については、重要性を鑑み、匿名での相談等を受け付けています。  
いずれにしましても、匿名の場合は、調査に限界があることもあります。

## Q-6 相談等をしたとき、本当に不利益処遇を受けることはないのでしょうか？

### A-6 大きな不祥事に至る前に相談等をしていただくことは、経営にとって重要な“気づき”的機会であり、経営陣は会社を守るために「コンプライアンス相談窓口が十分に機能すること」を重要視しています。したがって、会社は、報告者を守り、相談等を行ったことを理由とした不利益処遇の禁止を徹底し、必要に応じフォローアップを行います。



仮に、会社が報告者への不利益処遇を許せば、グループの役員・従業員等は不正行為に接しても見て見ぬふりをすることになり、会社は自浄機能を喪失してしまいます。その結果、ある日突然、行政当局による査察、司法当局による訴追などで不祥事が発覚すれば、会社は一気に倒産の危機に陥るかもしれません。会社は、このような事態を避けるために、断固として報告者を守り、報復行為などの如何なる不利益処遇も許しません。

- 不利益処遇には以下のようなものが含まれます。
  - ▶ 従業員たる地位の得喪に関する不利益処遇（退職願提出の強要、労働契約の更新拒否、休職命令など）
  - ▶ 人事上の不利益処遇（降格、不利益な配転・長期出張などの命令、昇進・昇格における不利な取り扱いなど）
  - ▶ 経済待遇上の不利益処遇（減給、諸手当・福利厚生給付などにおける不利益な取り扱い、昇給・一時金における査定の差別、損害賠償請求など）
  - ▶ 精神上・生活上の不利益処遇（仕事を回さない、雑作業をさせる、会社行事に参加させない、個人情報・秘密の意図的な漏えいなど）

※なお、他人への誹謗中傷、私利私欲その他不正な目的で相談窓口を利用することは禁じられています。  
これらの不正目的で相談等を行った者は、就業規則等に従って懲戒処分の対象となることがあります。

## **Q-7** コンプライアンス相談窓口の担当者は男性だけですか？女性は利用しづらいのですが…

**A-7** 「相談“ホッ”とライン」の社外弁護士ルートには、女性弁護士もいます。  
男性に相談しづらい場合には、女性弁護士ルートをご利用ください。

## **Q-8** 仮に自分がコンプライアンス違反を犯したとの相談等がなされた場合、その事実について通知を受けられるのでしょうか。また、報告対象者は、相談等された情報に対して何らかの権利を有するのでしょうか。

**A-8** 報告対象者に関し、違反情報を含む個人情報保護に関する法令上の要請がある場合（特にEU諸国）、当該法令を遵守するため、以下の対応を行うこととしています。

### 〈報告対象者への通知〉

コンプライアンス委員会は報告対象者に対して次の情報を遅滞なく通知します。

- ① 報告対象者が相談等された事実
- ② コンプライアンス委員会が相談等の事実を伝達する部署の名称
- ③ 相談等された情報にアクセスし（必要に応じ）その内容を修正する方法

但し、調査の実施や証拠の収集に支障が生じる恐れがある場合は、この通知を留保するものとします。

### 〈報告対象者の情報アクセス権〉

報告対象者は、自己について相談等された情報にアクセスし、その正確性を確認し、仮に誤りがある場合にはこれを修正する権利を有しています。

但し、第三者の人権を保護する必要がある場合、特に報告者の秘密を保持するために必要な場合は、この権利は一定の制限を受け、報告者の同意がない限り、報告対象者は報告者が誰であるかを知ることができません。

※日本においては、上記要請を定める法令はないため、上記の報告対象者への通知がされることは原則としてありません。

## **Q-9** (改正)公益通報者保護法と『相談“ホッ”とライン』の関係について教えてください。

**A-9** 『相談“ホッ”とライン』を始めとした当社グループで設置している報告・相談窓口は、2006年の公益通報者保護法施行以前から、窓口に対して誠実になされた相談等を理由に報告者が不利な取り扱いをすることを禁止しています。また、報告者の特定につながる情報を厳秘とすることに加え、通報に関する情報は細心の注意を払って取り扱っています。

こうした取り扱いは、公益通報者保護法に定める「通報対象事実」（※）以外の事実に関する相談等についても同様です。

改正公益通報者保護法の施行に伴い、当社グループの体制・運用も一層強化しており、報告者にはより一層の安心感を持っていただくことができます。

※「通報対象事実」とは、公益通報者保護法の別表に定められた法律に違反する犯罪行為もしくは過料対象行為、または最終的に刑罰もしくは過料につながる行為をいいます。

### [ご参考] 改正公益通報者保護法の概要

<https://www.marubeni.com/jp/company/governance/measure/compliance/hotline.pdf>

あの人、あの取引先を担当してから、妙に羽振りがいいんだよなあ…

あの課長、グループチャットで同じ人をしつこく叱っている。公開処刑だけどこれいいの？

買収候補先が懸念国と取引をしているらしい。そのまま買収して大丈夫かな？

できないことは、みんなでやろう。でもカルテルはだめだよね？

「こういう接待は業界の常識だよ」と言わされたけど、本当にそうなんだろうか…

# そうだ、 そうだんだ。



コンプライアンス相談窓口「相談“ホッ”とライン」